

令和2年10月26日

## 木造建築新工法性能認証について

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

木造建築新工法性能認証事業において申請のあった下記工法を、新工法性能認証委員会において審議した結果、認証要件を満足するものであると了承を得られたため、28件目の工法として認証いたしました。

本工法は、木造軸組工法建築物に用いる鋼製デバイスを有する狭小耐力壁です。

### 記

- 1 認証番号：新工法NSK18a1  
名称：鋼製デバイスを有する木造軸組工法用狭小耐力壁
- 2 認証取得者：株式会社タカミヤ
- 3 認証事項：当該耐力壁について、試験により得られた剛性及び短期許容せん断耐力の値が、その壁長ささと壁高さに関する適用範囲内において、「昭和62年国土交通省告示第1899号」の「建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算」に用いる数値として妥当である。
- 4 認証日：令和2年10月26日
- 5 連絡先：株式会社タカミヤ 東京支店

TEL：03-3276-3922

参考：木造建築新工法性能認証とは、

木造建築・木材産業における新工法や新商品の性能を認証する制度です。この制度のねらいは、これらの認証対象品が社会的に認められ広く普及するためには、建築確認の検査等で理解を得るための判断材料が必要になることです。

具体的には企業等が開発した木造建築の工法や木質建材による部品化した新しい部材等の性能等を認証するものです。また、新技術開発が困難な中小工務店や木材加工会社などに新しい工法や部品・部材を活用してもらうために、当センターが定めた基準・規格に適合するものを生産・供給することも認証します。ただし、①建築基準法令及び品確法に基づく認証と重複する内容のもの、②JAS、JIS及びAQ制度による認証と重複するもの、③現状の技術水準その他の事情からその品質・性能を評価することが困難な内容のものは認証の対象外としています。

制度に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

認証部 山口

TEL 03-5653-7581 FAX:03-5653-7582